

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日とする)

目 次

- ◇規 則 鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 米飯提供業者の登録
- 町営土地改良事業の認可

規 則

鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十三号

鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県しゅんせつ船等貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める

別表

船 名	実働一時間当たり貸付料
しゅんせつ船運丸	四、七三九円
えい港い船栄丸	一、三四二円
土鳥運船第 二一	四二九円 四〇三円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表のえい船の項及び土運船の項の改正規定は、昭和四十三年年度の工事に係る貸付けから適用する。

告 示

鳥取県告示第四百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
戸口田整形外科医院	米子市上福原一五九四	整形外科、放射線科、 脳神経外科	戸口田 和也	昭和四十三年六月十五日	乙表点数表
福部村国民健康保険診療所	岩美郡福部村大字細川六六六の一	内科、小児科	福部村長 山根 秀雄	"	"
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目八	歯 科	中村 守正	二十三日	歯科点数表
鳥取生協病院附属第四事業場診療所	鳥取市吉方二一八太陽製菓内	内科、外科	鳥取勤労者医療生活協同組合組合長 理事 山崎季治	二十三日	乙表点数表
大石小児科	倉吉市西仲町三四七	小児科	大石 恒善	三十日	"

鳥取県告示第四百八十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
三浦 邦彦	米子市富士見町一二二 桑名方	鳥医 一三六一	昭和四十三年六月三日
亀山 弘道	" 西福原九区七四	鳥医 一三六二	十一日
八野紀美子	" 旗ヶ崎一〇八三の一	鳥薬 二二二二	"
岡 幸茂	岩美郡福部村大字細川六六六の一	鳥医 一三六三	十四日

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国薬 二〇二	久 野 加寿子	昭和四十三年五月二十四日
" 二〇三	武 良 哲 雄	"
" 二〇四	大 谷 元 美	"
" 二〇五	田 淵 二 三 枝	"
" 二〇六	石 原 洋 子	"

